

岐阜県ファンクラブ会員規約

第1条(目的)

岐阜県に興味・関心がある方が集まり、「顔と顔 人と人 心と心がつながる」ファンクラブづくりを理念に、岐阜の魅力情報を発信しながら岐阜県のイメージアップを図り、岐阜県を応援したい人、岐阜県へ行ってみたい人、住んでみたい人の増加を目的とします。

第2条(名称)

この会の名称は「岐阜県ファンクラブ」とします。

第3条(事業)

- 1 岐阜県から岐阜県の観光、県産品、イベント情報のほか、ふるさと暮らしに関する情報を会報等で発信します。
- 2 「ほっと岐阜おもてなし施設」として登録された施設や店舗(以下「施設等」といいます。)で、会員限定特典や割引サービス等(以下「特典」といいます。)を提供します。
- 3 岐阜県と会員、あるいは会員相互の双方向での情報交流を図ります。

第4条(運営主体)

この会の運営については、岐阜県清流の国推進部清地域振興課(以下「事務局」という。)が行います。

第5条(入会資格)

岐阜県に興味・関心のある方なら、どなたでも入会できます。

第6条(会費)

この会の会費(入会金、年会費)については無料とします。

第7条(入会手続)

- 1 入会手続は、岐阜県ファンクラブ入会申込によるものとします。
- 2 申込は、郵送、ホームページの入会申込フォーム、メールまたはFAXにより行うものとします。
- 3 郵送、ホームページの入会申込フォーム、メールまたはFAXにより申し込む場合には、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・家族会員の有無及び「岐阜県ファンクラブ入会希望」の旨を記載いただくものとします。
- 4 会員としての資格は、入会申込に対して、事務局から会員証が交付され、申込者に到達した時に発生するものとします。
- 5 明らかに実名でない等、事務局が不正な申込と判断した場合には入会を承諾しない場合があります。

第8条(会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、会員証が交付された日からその日が属する年度の3月31日までとなります。期間満了後は、会員本人からの申し出がない限り、毎年自動更新します。

第9条(会員証の交付等)

- 1 会員証は会員一名につき一枚を交付します。
- 2 退会の申し出がない限り、会員証の有効期限到来までに新たな会員証を交付します。
- 3 会員から会員証を紛失・破損した旨の申し出があった場合は、会員証を再発行します。
- 4 会員は交付された会員証を他者に譲渡することはできません。また、会員証の貸し借りも禁止します。

第10条(特典の利用等)

- 1 会員は施設等を利用する際に会員証を提示することで、特典を受けることができます。
- 2 特典の提供に関する条件は施設等によって異なります。特典の利用にあたっては、施設等の指示に従うものとします。

第11条(会員住所等の変更)

会員は、入会申込時に登録した情報に何らかの変更がある場合には、会員証記載の氏名・住所及び変更事項を明記の上、郵送、メールまたはFAXいずれかの方法によって事務局へ連絡するものとします。

第12条(会員資格の喪失)

第8条の規定に関わらず、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に会員資格を喪失します。

- (1) 会員本人が事務局に対し、退会の意思表示を行ったとき。
- (2) 会員登録の内容に、虚偽、不適切な記載などがあったことが判明したとき。
- (3) 会員の登録住所に郵送した会報等が不達となった場合又は、登録住所への送達が不可能であることが明らかとなった場合。
- (4) 会員の登録電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合または既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合。
- (5) 会員証の譲渡、貸し借り、その他不適切利用が判明したとき。
- (6) 特典の利用にあたり、会員が施設等の指示に従わなかったことにより、トラブル等が生じた場合。
- (7) 当該会員が、会員として不適切であると判断したとき。

第13条(個人情報)

- 1 事務局は、会員を特定することができる情報(以下「個人情報」といいます。)を、会報の送付や各種の通知、会員管理、サービスの内容の告知、その他サービスの提供に関連する目的の達成に必要な範囲を超えて利用しません。
- 2 事務局は、以下の場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示、提供しません。
 - (1) 本人の承諾がある場合。
 - (2) 公共の利益の保護の必要がある場合または法令に基づき開示を求められた場合。
 - (3) 会報等の発送について、外部業者に委託する場合。

第14条(規約の変更)

- 1 事務局は、事務局が認めた場合、会員サービスに関する本規約及び諸規定について、会員の承諾なく変更することができるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとします。
- 2 本規約を変更する場合、事務局は会員に対し、文書等で通知することにより本規約を変更できるものとします。

附 則 この規約は、平成21年7月15日から施行します。

附 則 この規約は、平成23年4月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成29年3月31日から施行します。

附 則 この規約は、平成30年2月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成30年4月1日から施行します。